

会 告 (I)

表彰規程の変更について

このたび八幡製鉄渡辺記念資金による事業の一として新たに渡辺（義介）賞ならびに渡辺（義介）記念賞を制定し、同時に従来 of 協会賞を廃止することとなり、さる 12 月 12 日評議員会の議決を経て、表彰規程を次の通り変更いたしましたので、お知らせいたします。

昭和 33 年 12 月 12 日

日本鉄鋼協会会長 塩 沢 正 一

表 彰 規 程

- 第 1 条 本会は、鉄鋼に関する学術、技術奨励の目的をもつて、この規程により表彰を行う。
- 第 2 条 表彰のため、本会に服部賞、香村賞、俵賞、渡辺（三郎）賞、渡辺（義介）賞および渡辺（義介）記念賞を設ける。
- 第 3 条 服部賞は、鉄鋼に関する学術上、技術上の進歩発達に顕著な貢献をした者に授与する。
- 第 4 条 香村賞は、鉄鋼の理論または作業に関する有益な発見、発明または考案を得た者に授与する。
- 第 5 条 俵賞は、本会会誌「鉄と鋼」に掲載された前 1 カ年の論文（従前より引続き掲載されたものを含む）を審査し、学術上、技術上最も有益な論文の寄稿者に授与する。
- 第 6 条 渡辺（三郎）賞は、特殊鋼の学術上、技術上の進歩発達に顕著な貢献をした者に授与する。
- 第 7 条 渡辺（義介）賞は、わが国鉄鋼業の進歩発達または学術、技術の研究に卓越した功績のあつた者に授与する。
- 第 8 条 渡辺（義介）記念賞は、わが国鉄鋼業の進歩発達または学術、技術の研究に多大の功績のあつた者に授与する。
- 第 9 条 服部賞、香村賞、俵賞、渡辺（三郎）賞および渡辺（義介）賞は、賞状および賞牌とし（副賞を添えることがある）、その数は毎年それぞれ 1 とする。
- 渡辺（義介）記念賞は、賞状および賞金とし、その数は毎年 15 以内とする。
- 共同の研究者または作業者に授与する場合も、その賞は 1 とする。
- 第 10 条 服部賞、香村賞、俵賞および渡辺（三郎）賞に要する経費は、表彰ならびに事業資金から、渡辺（義介）賞および渡辺（義介）記念賞に要する経費は、八幡製鉄渡辺記念資金から支弁するものとする。
- 第 11 条 受賞者は次の方法により決定する。
1. 受賞者候補者の推薦者は、本会理事、前会長、評議員、支部長、常務委員および維持会員とする。本会編集委員は、俵賞受賞候補者を推薦することができる。広く内外の学、協会または専門家に委嘱して推薦を求め、参考とすることがある。
 2. 推薦せんとする者は、候補者の履歴書および推薦理由書を付し、書面をもつて本会会長に申し出るものとする。
 3. 受賞者の選考は、毎年 1 回表彰選考委員会で行う。表彰選考委員会は、委員長および 10 名以内の委員で組織する。委員長は、会長がこれに当り、委員は、毎年理事会で選任し会長が委嘱する。
 4. 表彰選考委員会は、第 2 項により推薦された候補者のうちから適当と認める者を選定し、決定候補者とする。
 5. 会長は、決定候補者につき理事会に諮り、授賞の可否を決定する。
- 第 12 条 賞の授与は、毎年通常総会において会長が行う。ただし、適当の候補者がいないときは授賞を行わず、またほかの適当の時期に授賞を行うことができる。
- 第 13 条 この規程の変更および廃止は、本会理事会の立案に基づき評議員会の議決を経て行うものとする。

付 則

この規程は、昭和 33 年 12 月 12 日から施行する。